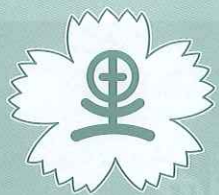


(財)全国里親会



# 里親だより

第88号

## 主な掲載内容

緊急報告 全国里親会の東日本大震災への取り組み \* p.2 ~  
 特集 福岡市のファミリーシップ運動  
 その1 市民とともに里親を増やす \* p.6 ~  
 その2 新しい家庭の養護のモデルを創り出す \* p.10 ~  
 アメリカの里親ソーシャルワーク 原田綾子さん \* p.12 ~

里親会を訪ねて 愛知県里親会連合会 \* p.16 ~  
 里親家庭で育った子ども 浜中智さん \* p.18 ~  
 私の養育体験 星野崇さん \* p.20 ~  
 里親家庭・ファミリーホームの現況報告 \* p.22 ~  
 全国大会、各ブロック大会、書籍の紹介、編集後記 \* p.24 ~

## トピックス (平成23年1月~4月)

### ■東日本大震災対策本部を設置

東日本大震災で被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

全国里親会では対策本部を設置。緊急に地域の里親会に呼び掛け、被災児童の受け入れ可能数を調査しました。また「大地震こども救援基金」を開設。現地調査チームを派遣したり、具体的な救援活動を行っています。2ページから報告します。

### ■「大震災こども救援基金」について

全国里親会は被災した子どもたちのために「大震災こども救援基金」を設立しました。義援金は、被災した子どもたちや親を亡くした子どもを受け入れる里親を支援するために使います。

基金へのご協力は、以下の2つの口座をご利用ください。

1 三菱東京UFJ銀行 六本木支店  
 普通預金 0121081  
 (名義)「財団法人全国里親会 大震災こども救援基金」

2 ゆうちょ銀行  
 振替口座番号 00110-1-734333  
 (名義)財団法人全国里親会

【お願い】通信欄に「こども救援基金」と記入してください。

三菱東京UFJ銀行と、ゆうちょ銀行に寄せられた募金の合計をご報告します。2011年4月20日現在で、596件・14,713,869円でした。多くの皆さまから、真心のこもった温かいお気持ちをいただいています。本当にありがとうございます。

### ■社会的養護課題検討委員会が開催

年明けから児童養護施設を中心に「タイガーマスク現象」があり、それに触発された形で厚生労働省内に「社会的養護課題検討委員会」が設置されました。3月中に2回の会合がもたれ、小宮山洋子副大臣も出席され、社会的養護の当面の課題が話し合われました。

短期間のうちに児童養護施設の最低基準の緩和や里親委託の際のガイドラインが検討されました。とくに「里親委託ガイドライン」では“里親委託優先の原則”が謳われ、日本の社会的養護が大きく進展したものと評価できます。

### ■JX奨学助成事業、44名の奨学生が決まる

JOMO奨学助成が毎年実施されていますが、合併によりJXと名称変更し、今回326名(児童養護施設248名・母子生活支援施設34名・里親家庭44名)が奨学生と認定、入学時にそれぞれ10万円が支給されました。

里親家庭44名の進学先は大学が19名、短大が6名、専門・専修学校が18名となっています。

### ■理事会・評議員会を開催

3月25日、東京・青山「こどもの城」で理事会・評議員会を開催しました。平成23年度の事業計画・収支予算、公益財団法人の許可申請(定款の変更)、被災地の子ども救援などを話し合いました。平成23年度の事業計画・収支予算については全国里親会のホームページを参照してください。

「子ども救援基金」の受付状況も載っています。

# 緊急報告

## 全国里親会の東日本大震災への取り組み

今回の東日本大震災で被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

3月11日の大震災のあと、全国里親会は対策本部を設置し、子どもたちを救援すべく地域の里親会を通じて里親家庭が被災児童をどのくらい受け入れることができるのかの調査をさせていただきました。58の里親会より1749世帯の里親から受け入れてよいつの回答をいただきました。2人以上の受け入れも可能とする家庭が1151世帯もありました。また、日本ファミリーホーム協議会からも29ホームが受け入れ可能との回答があり、子どもたちの受け入れ可能人数は2900人以上にも上りました。緊急調査に協力して下さった里親会、里親家庭の皆さんに、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

受け入れ可能人数の調査の後、「大震災こども救援基金」を設置しました。十分なお案内もできないなかで、5月2日現在1857万円(786件)近くもの募金をいただいています。皆さまの想いのこめられたお金ですので、適切な使い方をしていきたいと考えております。改めてご協力をいただいた皆さまに感謝申し上げます。

こうした全国里親会の動きに「被災した子どもたちはどうなっているのか」という里親からの問い合わせが相次ぎました。行政からの発表もないことから、全国里親会として独自に調査チームを派遣しようということになりました。

### 調査チームの派遣

3月26日(土)から29日(火)までの4日間、宮城県と岩手県に木ノ内博道氏・竹中勝美氏の2名を派遣し、4月9日には報告会を開催しました。東京・港区の日本財団大ホールで開催された報告会には、九州や被災地福島県からの参加もあり参加者とマスコミ関係者を合わせると200名近くに上りました。被災地の子どもたちを救援しようという関心の高さを感じました。

なお、全国里親会の事務局には「どうしたら里親になれるのか」という問い合わせが相次いでいます。

### ●調査チームからの報告(木ノ内・竹中)

#### 1. 「子ども救援」被災地調査の概要

調査チーム派遣の目的として、①被災地の子ども の現状を把握すること、②民間の立場で子どもの救援の可能性を探ること、③現地に救援の窓口の開設が可能かを探ること、④被災地の里親の現状を把握することと定め、現地里親会、児童相談所、社会福祉協議会、各地の避難所を回ることとした。

早々に派遣を決めたものの、東北自動車道路は前日に開通したばかりで、被災地にたどり着けるのか、

どのような調査が可能なのかも分からないままの出発だった。

3月26日(土)午前8時、東京葛飾区・金町のレンタカー業者に木ノ内・竹中が集合。日本ファミリーホーム協議会事務局長の若狭一廣さんのお宅に寄ってガソリン80リットルを缶で寄付していただき、



避難所の子どもたちに届けるお菓子を購入



車の後部にガソリン20リットルを4缶積み込む。缶は若狭家より借用した

お菓子など寄付の可能な物資を購入し、のぼりを作っていた里親家庭に寄り、出発は12時過ぎ。日本ファミリーホーム協議会会長のト蔵康行さん（宮城県刈田郡蔵王町）のお宅に1泊。翌日以降の訪問先などを検討。

3月27日(日)午前6時半にト蔵さん宅を出発。夜間に雪が降り、雪景色のなかの出発となった。宮城県里親連合会の伊藤周枝会長宅に向かったが、自衛隊の緊急車両による渋滞などで自宅まで行くことができず、途中で落ち合った。



宮城県里親連合会会長伊藤さんと路上で打合せ  
ガソリン20リットルをお分けする

伊藤会長宅は被災地の近くにあり動けないので、多賀城市に住む副会長・大枝邦良氏が中心になって活動しているとのこと。午後1時に大枝氏と会うこととした。宮城県里親連合会は4つの支部があり、連携しながら被災地の子どもたちの救援を検討しているとのこと。被災地の県や市にも受け入れ可能な里親がいることを知った。

午前9時、宮城県社会福祉協議会を訪問。避難所は徐々に撤収の方向にあり、代わりにボランティアセンターが設置されているとのこと。午前10時、仙台市社会福祉協議会を訪問。仙台市里親会「ほほえみの会」会長、佐藤健仁氏に会った。里親の被災



仙台市社会福祉協議会で仙台市里親会の佐藤会長と打合せ  
子どもの受け入れ可能な家庭は17家庭

状況や子どもの受け入れ可能里親（17世帯）などの情報を得る。被災地の避難所は数が多いこともあり、回って歩くのは現実的ではないこと、マスコミ活用がよいことなどのアドバイスをいただく。すぐに河北新報社を訪問し、親がいても一時的に養育困難な場合にお手伝いが可能であることなどを伝えた（翌日紙面に掲載された）。

仙台市から多賀城市に移動。大枝氏宅を訪問。宮城県里親連合会の会員54世帯のうち25世帯と連絡がとれている。うち12世帯で19人の子どもの受け入れが可能とのこと。大枝氏は多賀城市役所のOBであるため市町村の現状に詳しく、「被災地の現状を知るのは市町村の役場を回るのがよい」とのアドバイスをいただく。多賀城市の市役所にあいさつし



多賀城市役所子ども福祉課を訪問後、文化センター（避難所）にお菓子を届ける



多賀城市文化センター前にて  
真ん中が大枝さん



多賀城市で被災した里親の沖の井さん  
1階が津波で浸水、2階で生活している

た後、避難所になっている多賀城市文化センターを訪問。副代表にあいさつし、現状を聞く。多賀城市の被災した里親、沖の井さん宅を訪問。1階部分が津波で浸水。2階で生活しているとのこと。

その後、大枝氏と一緒に塩竈市役所、松島市役所、東松島市役所、石巻市役所と、それぞれの子育て支援課などを訪問。おもに全国里親会の取り組みの説明をし、協力を依頼。仙台市まで戻り、高速道路（東北自動車道）で盛岡市に向かう。ガソリン不足が深刻で、訪問先にガソリンを分けながら走ってきたが、自分たちの車がガソリン不足となる。高速道路のインターでは、1時間待って20リットル給油。次のインターに移動し、そこでも5000円分を給油する。盛岡市内に到着したのは深夜になってしまったが、幸いビジネスホテルが確保でき、投宿。

3月28日(月)午前9時、岩手県社会福祉協議会を訪問し、岩手県里親会の高橋忠美会長、藤原ヨシエ副会長、里親担当職員と面談。岩手県里親会では36世帯の里親が被災した子どもの受け入れが可能と言う。高橋会長は息子さんのディーゼル車を借りてきたとのことで、会長、副会長にその後も同行していただく。



岩手県社会福祉協議会にて  
県里親会会長高橋さん、副会長藤原さんと打合せ



岩手県中央児童相談所  
所長は全面的に協力するとのこと

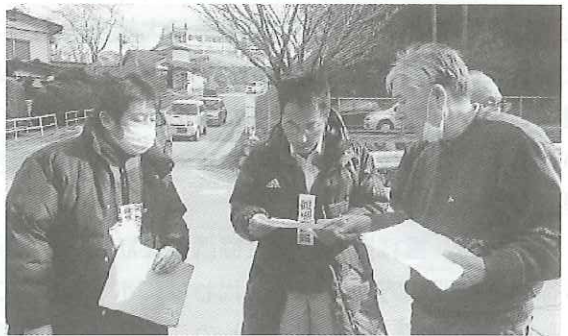
午前10時半、岩手県中央児童相談所を訪問。所長はじめ数人が対応。全国里親会の取り組みに協力するとのコメント。天理教岩手教務支庁を訪問。盛岡市から大船渡市に移動。



大船渡市市街地



大船渡市の臨時駐車場にて



大船渡市の臨時駐車場にて  
岩手日報の取材を受ける

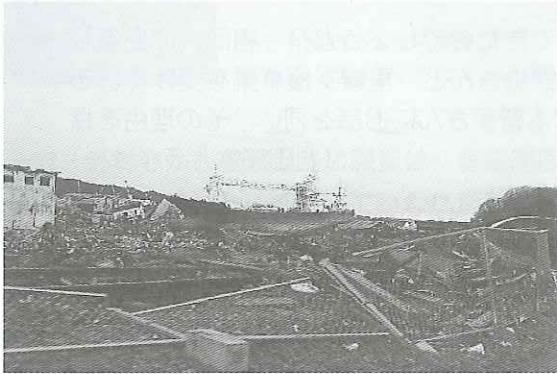


大船渡市役所児童家庭係の職員に説明

午後2時45分、大船渡市役所を訪問。岩手日報の記者と接触。

午後4時、陸前高田市に到着。市立第一中学校に設置された市役所の仮庁舎にある福祉課と避難所を訪問。ここで高橋会長、藤原副会長と別れ、午後7時、気仙沼市役所を訪問。仙台市に移動。ビジネスホテルに投宿。

3月29日(火)午前10時、朝日新聞社仙台支局を訪問し、全国里親会の取り組みを伝える。午前11時、宮城県中央児童相談所訪問。その後、読売新聞東北総支社、毎日新聞仙台支局を訪問し、東京に移動。若狭さん宅にガソリンの缶をお返しする。午後7時、レンタカー事業者に車を返し、解散。



気仙沼市市街地



気仙沼市役所午後7時

## 2. 活動結果

被災地や避難所に子どもたちの姿は見えず、市役所、町役場を訪問して全国里親会の活動（保護者のいる子どもでも必要があれば一時預かる）を知らせることに終始した。また、地域の里親会を救援窓口にするこ

今回の被災は、地震災害よりも津波の被害が大き

い。津波の被害は被災地と免れた地域が接近しているという特徴がある。被災を免れた家庭に親をなくした子どもたちが暮らしている可能性が感じられた。要保護児童を探し出すというより、一緒に暮らしているであろう家庭を支援する方法はないものかと感じた。

## 3. 報告会の開催

4月9日(土)午後1時、東京・港区の日本財団で報告会を行った。出席者は175名。受付で行った募金活動では68551円が寄せられた。

1部では現地に行ってきた木ノ内と竹中からの報告。2部では、参加者による話し合いを行った。関係団体の代表者や個人から「全国里親会の元に関係団体が集まりネットワークを作ろう」、「里親元年にしよう」。また「里親登録に時間がかかりすぎる」、「ひとり親家庭にも支援を」などの意見が寄せられた。午後4時に閉会したが、3時間があつという間だった。

報道関係者の出席も多く、当日の夕方のNHKニュースでこの模様が報道された。

### 被災した皆さまへ・里親家庭を子どもの避難所としてお使いください

私たちは財団法人全国里親会から派遣されてきました。保護の必要な子ども、保護者が復興活動のため忙しく一時預かってほしい場合などの、受け皿となることが可能です。

震災後、各地の里親会を通じて、被災家庭の児童を受け入れることが可能な里親数を緊急調査したところ、49都道府県・市で1539世帯、うち2人以上受け入れることができる里親家庭が1010世帯との回答が寄せられました（子どもの受け入れ総数2549人以上、3月23日現在）。また、ファミリーホームにおいては29ホーム、88人の受け入れが可能です。

親がいない保護の必要な子どもについては、児童相談所を通して里親委託や児童養護施設への入所となります。私たちは民間の活動として、それ以外の、保護者がいても一時的に預かってほしい子どもについての要望に応えます。ぜひ、実情をお聞かせ願えればと思います。

財団法人全国里親会 〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-857 (☎03-3404-2024)

Fax 03-3404-2034 E-mail info@zensato.or.jp http://www.zensato.or.jp/

派遣スタッフ 全国里親会理事 木ノ内博道 090-2251-4209

同スタッフ 竹中 勝美 070-5517-0160

1. 保護者がいて特に保護の必要のない子どもであっても、一時的に預かってほしいという要望はありますか。
2. 一時的に預ける子どもの希望先はどこでしょうか。（親戚・里親・児童養護施設・その他）
3. お預けする場合、どのくらいの期間になりますでしょうか。（概略）
4. お預けする場合に不安なことはありますか。（健康状態・治療・送迎・経済的なことなど）
5. 被災した子ども全般にどのような支援が必要だとお考えでしょうか。
6. その他、どんなことでもお書きください。（書ききれない場合は、裏面にお書きください）

記入欄

被災地で配布した文書

福岡市のファミリーシップ運動 その1

## 市民とともに里親を増やす 福岡市の「新しい絆プロジェクト」

この4月、厚生労働省は『里親委託ガイドライン』をまとめ、全国の都道府県及び政令指定都市に通知しました。ガイドラインの冒頭には「里親委託優先の原則」が掲げられています。長年、施設養護が中心となってきたわが国にとって画期的なことですが、社会的養護を必要とする子どもが約47000人（厚生労働省調べ）であるのに対し、登録里親数は7000人台。各自治体では、いかに里親を増やすかが大きな課題になっています。

ところが、福岡市では平成17年度から里親登録者数が着実に増加し、里親委託率も飛躍的に伸びています。16年度に6.9%だった里親委託率は、6年後の22年度には24.9%になりました（22年度はファミリーホームを含む）。

短期間で、なぜ、これほどの成功を収めることができたのでしょうか？ 福岡市の児童相談所である「こども総合相談センター」所長の藤林武史さんと、里親支援事業を受けているNPO法人「子どもNPOセンター福岡」事務局長、宮本智子さんにお話を伺い、その理由を探りました。  
（村田和木／ライター）

### 子どものために新しい受け皿を

#### ■里親を増やすきっかけ

精神科医である藤林武史さんが、福岡市こども総合相談センターの所長に就任したのは、平成15（2003）年4月のことです。翌16年秋、虐待などが理由で保護された子どもたちが一時保護所に続々と入所し、市内の児童養護施設は満杯。県内の児童養護施設もすぐに空きがなくなりました。

「一時保護所は、行き先の決まらない大勢の子どもたちでごった返し、子どもたちはストレスを抱えました。私たちは九州各県から空きのある施設を探し出し、ついには鹿児島県の施設に子どもを入所させなければならなくなりました。そんな遠方では、ケースワーカー（児童福祉司）も、親も、子どもに会いに行けません。どうすればいいのかを考えたとき、施設の定員を増やすのではなく、里親を増やそうと考えたのです。“頼れるのは里親さんしかいない”という思いでした」（藤林さん）

当時の福岡市では、施設でケアを受けている子どもが387人だったのに対し、里親家庭でケアを受けている子どもは27人。6.9%という里親委託率は、

当時の全国平均（8.4%）よりも低い状況でした。

従来のような、児童相談所の取り組みだけで里親を増やすには限界がある。そう考えた藤林さんたち

児童相談所の職員は、市民団体やNPO法人のネットワークを活用して、里親開拓事業を行おうと発想しました。



福岡市こども総合相談センター所長の藤林武史さん

#### ■里親開拓を民間に委託

福岡市には里親に取り組んできたNPO法人がなかったため、藤林さんは「子どもNPOセンター福岡」に打診しました。

「ここには、子どもの権利やチャイルドライン（子ども電話）、子どもの居場所づくりなどに積極的に取り組んできた十分な実績と、幅広いネットワークがありました。一からネットワークをつくっていくのは難しいので、子どもNPOセンター福岡をお願いしたことは結果的に良かったですね」（藤林さん）

一方、「子どもNPOセンター福岡」のほうには当初、戸惑いがあったといいます。

「私たちは子どもの健全育成を中心に活動してきた団体なので、打診を受けたときは、里親という言葉は知っていても、『福祉は専門分野だから、手を出すものじゃない』という気持ちがありました。また、『私たちにできるのだろうか?』という不安もありました」(事務局長の宮本智子さん)

そこで、子どもNPOセンター福岡では虐待防止や社会的養護に関心を持つメンバーに呼びかけて準備会をつくり、藤林さんたちと一緒に学習から始め



ました。保護される子どもたちの状況や、福岡市の子どもが遠く鹿児島県まで預けられている実情を知って、ショックを受けたといいます。

「子どもNPOセンター福岡」  
事務局長の宮本智子さん

一方、藤林さんと里親担当の職員は、里親制度や社会的養護が市民に全く知られていない現状を思い知らされました。

「まずは、福岡市の社会的養護の現状と里親制度の必要性を幅広い市民に知らせる必要があると痛感しました。その中から、里親登録を希望する人たちも出てくるのではないかと」(藤林さん)

そんな思いから、事業名は「市民参加型里親普及事業」と名づけられました。

### ■市民の関心の高さに驚く

平成17(2005)年4月、「市民参加型里親普及事業」は、行政と民間が協力して行うモデル事業として、3年間の予定で始まりました。前月に公表された「福岡市子ども総合計画」では、里親委託率の目標が「5年後に13%」となっていました。

事業を受けたのち、子どもNPOセンター福岡は準備会から正式に実行委員会をつくり、藤林さんと里親担当職員も加わりました。あとから福岡市里親会の会長と副会長、小児科医も入りました。

7月、まずは子どもたちの現状を知ることから始めようと、第1回フォーラム「家庭を失った子どもたちのために」を開催しました。内容は、社会的養護を必要とする子どもたちの現状と里親の体験談です。宮本さんたちは、一般の人々が関心を持ってくれるかどうか不安だったそうですが、参加者は192

名。会場がいっぱいになりました。

フォーラムの後、「あなたには何ができますか?」という協力アンケートを取ったところ、「里親を支援することができる」「里子の自立の支援ができる」「施設の子どもたちとの交流」等々、さまざまな協力の申し出がありました。

「講師のお話が参加者の心を動かしたのだと思います。同時に、自分たちの住んでいる市で起きていることなのに、全く知らなかったことが衝撃だったのでしょ。私たちは、子どもたちの実情や里親制度がもっと市民に知られば、協力してくれる人は必ず出てくると確信しました」(宮本さん)

2ヵ月後の9月、アンケートに「里親として登録したい」「里親のことを詳しく知りたい」と書いてくれた50人を対象に、ミニ講座を開催しました。

「里親の次は子どもの話を聞きたい」という要望を受け、11月には「里子が語る家族」というトークセッションを企画しました。藤林さんのコーディネートのもと、2人の若者が自分たちの体験や家族への思いを率直に語り、100名以上集まった参加者の心を揺さぶりました。

### ■わかりやすい言葉で伝える

堅苦しい表現では、市民に広まらない。そんな思いから、子どもNPOセンター福岡では、プロのコピーライターに依頼して事業の新しい名称やロゴを考えてもらいました。

「里親制度もそうですが、社会的養護の分野はものすごく言葉が堅いですよね。一般の人たちに伝えていくには、わかりやすい言葉を使うことが大事だと思うのです。コピーライターの方はフォーラムなどにも積極的に参加して、新しい言葉を考えてくれました」(宮本さん)

それが、事業名を示す「新しい絆プロジェクト」や、実行委員会を表わす「ファミリーシップふくおか」でした。なお、「ファミリーシップ」は造語です。フレンドシップ(友情)やパートナーシップ(協力)があるのだから、ファミリーシップという言葉があってもいい。シップ(ship)は船を意味するから、みんなで夢に向かって漕ぎ出そう。そんな思いが込められているそうです。

「ファミリーシップ」はその後、家族と暮らせない子どもたちのための運動全体を示す言葉になって

いきました。

### ■3年間の実績——委託率が倍増

17年度末、例年は3～4名だった新規里親登録数が13名になりました。福岡市では新規の登録者数が10名を超えたのは初めてだったことから、朝日新聞で「里親 福岡市で増加中」と取り上げられました。里親委託率はいきなり10.6%になり、全国平均を超えました。平成17年は、福岡市における「里親元年」になったのです。

フォーラムは、19年度末までの3年間で計7回開催され、地元の新聞やテレビ、ラジオなどに取り上げられました。地域の人々に里親制度を知ってもらう「出前講座」も公民館などで始めました。

こうした積み重ねによって、新規里親登録数は着実に増えていきました。19年度までの3年間で新たに里親に登録した人は45名。里親委託率も19(2007)年度には15.6%まで伸びました。「福岡市子ども総合計画」の目標値だった13%は、たった3年で達成されたのです。

### ■児童相談所の意識が変化——里親委託を優先

「ファミリーシップ」の運動によって委託できる里親が増えてくると、センターの援助方針会議でも、「積極的に里親委託しよう」という意見が出てくるようになったといいます。

「委託して1ヵ月後に家庭訪問をしますが、明るくおだやかになった子どもの表情を見ると、担当者は大きな喜びを感じ、次の委託への大きな意欲になりました。

里親委託を優先するという意識は、里親担当者から児童相談所全体へと広がり、保護された子どもたちや彼らの保護者にも広がりました。それによって、『施設の空きがないから、里親を増やそう』という発想が、『家庭が必要な子どもには里親を』という、子どもの利益を中心においたものに転換していったのです(藤林さん)

## 行政と民間、それぞれの里親支援

### ■里親普及から里親支援へ

「市民参加型里親普及事業」は19年度で終わり、20

年度からは「里親養育支援共働事業」が始まりました。この事業は、福岡市の重点事業として位置づけられています。

現在、子どもNPOセンター福岡が行っている事業(プロジェクト)は、次の2種類です。

#### ❖里親制度普及促進事業

市民フォーラム、講演会、施設見学会、出前講座

#### ❖里親委託推進事業・支援等事業

市民フォーラムや出前講座などの参加者を中心に「協力アンケート」を募り、里親子への支援が可能な人を発掘し、協力ボランティアとして登録。必要な里親家庭に派遣している。

また、里親サロンを年に9回実施している。サロンでは養育についての話し合いなどを通して、里親をしている人と里親希望者との交流をはかる。サロン開催時のうち数回は「里親ミニ講座」も開いて、登録につなげるように働きかけている。

プロジェクトの合言葉は「家庭を必要とする子どもたちに里親を」。目標は、国連子どもの権利条約に掲げられている「子どもにとっての最善の利益」を実現すること。

### ■里親サロンを地域にひろく

1～2ヵ月に1度開かれる里親サロンには、児童相談所の職員も関わり、子どもNPOセンター福岡の宮本さんは、毎回ファシリテーター(進行係)の役割を務めています。藤林さんによると、NPOの職員という第三者の市民が加わることでサロンが活性化されたそうです。

「里親サロンは『里親同士で何でも話せる場』という意味があるのですが、そのサロンにNPOの職員が参加することで、オープンな形で開くことができました。“里親制度は市民が参加するもの”という意識が広まったのです。でも、最初から市民参加を想定していたわけではありません。結果として、そういう方向性になりました」(藤林さん)

「フォーラムや出前講座に寄せられたアンケートを読むと、“子どもはみんな社会の子”という感想やメッセージが多かったです。里親だけでなく地域の人も含めて、チームで、そして地域のつながりで、子どもたちを育てていくことが大事だと考えています。愛情を持って子どもを育てる人であれば、誰でも里親になれます。次の段階としては、教育関



係や保育所、医療関係に支援のネットワークを広げていきたいですね」(宮本さん)

## ■児童相談所の里親支援 その1

### ——さまざまなメニューを用意する

里親委託が増えるにつれ、児童相談所の体制も変わっていったといいます。

「増加する里親と里子のニーズに応えていくことが、支援体制の充実につながっていきました。

里親委託が増えるということは、里親家庭の中で問題が増えるということでもあります。里親がいつでも相談できる児童相談所になることが大事で、里親からさまざまな相談が寄せられるのは、信頼関係ができていく証拠です」(藤林さん)

児童相談所では、緊急時の電話相談と家庭訪問、里親のレスパイト(休息)、子どもの通所カウンセリング(里親に委託されている子どもの約半数が、児童心理司による定期的なカウンセリングを受けているそうです)、児童精神科医の診察、保育所や学校との連絡調整など、さまざまな相談支援メニューを用意し、必要に応じて提供しています。

## ■児童相談所の里親支援 その2

### ——里親専従の体制をつくる

相談支援メニューを充実させると同時に、藤林さんは里親専従職員の数を増やしていきました。

プロジェクトが始まる前の平成16年度は里親担当主査が1名だけだったのが、平成18年度からは里親事業推進係となり、嘱託職員を含む2.5人に、21年度は3人、22年度からは4人と、かつての何倍にもなっています。また、公務員には異動がつきものですが、里親事業推進係長は17年度からずっと同じ人が務めています。

「係長は長くやっているのだから、それぞれの里親とその家庭状況を正確かつ的確に把握しています。だから、子どもを委託したとき、その家庭に何が必要かすぐにわかるのです。児童相談所の職員がそれぞれの里親家庭をきちんと理解している。それが信頼関係を保つ道です」(藤林さん)

また、藤林さんは里親支援には特別なソーシャルワークが必要だと言います。

「里親支援は地区担当ケースワーカーの通常の仕事内容とは異なりますし、施設入所の子どものソー

シャルワークとも違います。支援は、実親・里親・子どもに必要ですので、地区担当ケースワーカーが一人で行うのは難しいのです。

児童相談所という組織としても、里親支援ソーシャルワークの経験やノウハウを蓄積し、根づかせていかなければなりません。そのためにも里親専従の組織を置く必要があります」

## ■オープンにしないと広まらない

福岡市の成功の原因は何でしょう？ 私(筆者)は、社会的養護と里親制度を、市民にオープンにしたことだと思います。

藤林さんは「子育てに関わりたいと思っている市民は多く、里親になりたい人も潜在的に多いと思います」と話します。

「ただ、彼らは里親をしている人に会ったことがないために、なるきっかけをつかめないのです。社会的養護や里親制度には閉じられてきた歴史がありますが、里親と子どものいろいろな物語やエピソードには、一般の子育て家庭が参考になることがたくさん詰まっています。だから、隠しているのはもったいない(笑)。

虐待が起きて保護された子どもたちの“その後”に対する社会の関心や興味は、まだまだ乏しいと思います。でも、保護した子どもをどうケアしていくのかはとても重要です。子どものケアを担っている里親さんを、地域のみならずで応援する体制づくりは欠かせません」

### 福岡市の最新データ(平成23年3月31日現在)

- ・登録里親数85名(委託里親52名、未委託33名)
- ・里親家庭で暮らしている子どもの数 106名  
(里親に80名、ファミリーホームに26名)
- ・児童養護施設・乳児院や里親家庭で暮らす子どもの数 425名
- ・里親等委託率(ファミリーホームを含む) 24.9%

福岡市にはファミリーホームが5つあり、事業者は全員、里親登録をしています。また、平成22年度の1年間で39人の子どもが里親、あるいはファミリーホームに委託されました。これは、これまでで最も多い人数だそうです。

福岡市のファミリーシップ運動 その2

## 新しい家庭的養護のモデルを創り出す NPO法人「子どもの村福岡」の挑戦



左に見えるのが「たまごホール」です  
©子どもの村福岡

平成22（2010）年4月24日、博多湾に面する福岡市西区今津に、「子どもの村福岡」が開村しました。この子どもの村は、平成17（2005）年度から始まった「市民参加型里親普及事業」（新しい絆プロジェクト）の実行委員会（ファミリーシップふくおか）の活動から生まれました。

家族と暮らせない子どもたちのために、新しい家庭をつくり、専門家の支援を受けながら、地域の中で育てていく。しかも運営はNPO法人が担うという、日本で初めての取り組みをご紹介します。（村田和木／ライター）

### ■SOSキンダードルフとの出会い

「子どもの村福岡」の構想は平成17（2005）年12月、ファミリーシップふくおかのメンバーが「SOSキンダードルフ」という国際的な民間児童支援組織を知ったことから始まりました。キンダーはドイツ語で「子ども」、ドルフは「村」を意味します。

最初の「SOS子どもの村」は1949年、第二次世界大戦で親を失った子どもたちのために、オーストリアのチロル地方に設立されました。以来、“すべての子どもに愛ある家庭を”をスローガンに、132ヵ国・491の地域で活動を展開しています。

「SOS子どもの村」では、専門的な訓練を受けた“お母さん”が温かな家庭を提供し、専門家によるケアが受けられます。子どもたちは村で安心して暮らしながら、地域の一員として育っていきます。

ファミリーシップふくおかのメンバーは、そのプログラムと、子どもの権利を尊重する養育理念に感銘を受け、「これこそ、いまの日本に必要なものだ」と直感したそうです。

### ■日本初の「子どもの村」設立に向けて

翌18（2006）年7月、NPO法人「子どもの村福岡を設立する会」が発足しました。

副理事長で小児科医の坂本雅子さんは「私たちは

子どもたちの現状を見つめるなかから、子どもの村の事業を通して、市民の力で“新しい社会的養護の仕組み”を創り出すことをミッション（使命）としたのです」と話します。

子どもの村の最大の課題は、建設資金の確保でした。坂本さんたちは苦労しながら、たった2年間で1000名を超える個人と250の企業・団体から2億4000万円もの寄付を集めました。

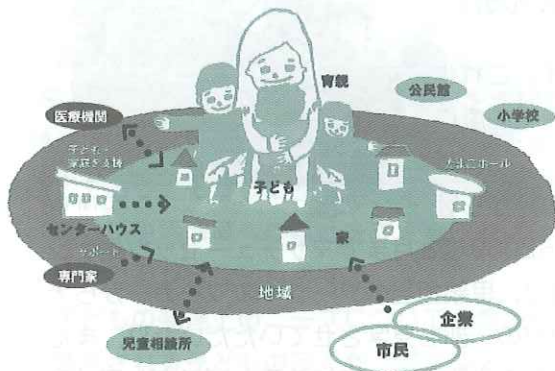
土地は、今津の埋立地にある1000坪の市有地を貸してもらえることになりました。しかし、地域住民の理解を得るまで1年以上もかかりました。町ごとに対話の集会を設けてもらい、話し合いを重ね、とうとう開村に漕ぎつけることができたのです。



専務理事の大谷順子さん（左）と副理事長の坂本雅子さん（右）  
坂本さんは4月から、村長に就任なさいました

## ■「子どもの村福岡」の概要

敷地には5軒の「家族の家」と、村長やスタッフが常駐するセンターハウス、多目的に使えるミニホール（たまごホール）があります。センターハウスの1階は、事務室・カウンセリング室・子どもの実親のための宿泊室があり、2階は村長の住居になっています。たまごホールは、子どもの健康相談や研修、コンサートなどに使われています。



子どもの村には「家族の家」が5軒と、村長やスタッフのいるセンターハウス、多目的に使えるたまごホールがあります

「家族の家」では1軒1軒の家で、「育親（いくおや）」が子どもたちと生活します。現在、村の育親は4人。全員が里親登録をして福岡市里親会に入っています。「家族の家」はそれぞれ自立した家庭を育みつつ、共に助け合って子どもを育てていきます。そのために、設計段階から互いの家の向きや隣の家との距離、縁側の配置などに配慮したそうです。

支援体制ですが、4人の育親に対して、村長・センタースタッフ・3人の育親アシスタントの計5人がサポートします。専門家としては、臨床心理士が週に1回、小児科医が月1回来て相談を受けます。なお、センターハウスでは、地域の親子を対象とした子育て相談も行っています。

子どもの村は、里親養育と里親支援が一体となった組織なのです。

## ■育親の山形裕子さんのお話

山形さんは、この春小学1年生になったばかりの女の子を育てています。山形さんたちの住む家には窓がたくさんあり、常に光が差し込んでいます。リビングは吹き抜けになっているので、2階の子ども部屋から台所にいる山形さんがいつも見えます。テレビはありません。犬を飼っていて、毎日、女の子と一緒に散歩をします。金魚も飼っています。

彼女は実母を“ママ”、山形さんを“ひろこママ”と呼び分けているそうです。

「先日、一緒にお風呂に入りながら、彼女が『ひろこママは、子どもを産んだことある？』と聞いてきました。私には30歳を筆頭に3人の娘がいるので、そう答えると、『じゃあ、わたしも、ひろこママから生まれたことにしようよ』と言うんです。自分を育ててくれるお母さんは“ひろこママ”だと、彼女の心にしっかり根付いているんですね」

山形さんは「村では、子どもの心を一番大切にしている」と言います。

「子どもは2週間ごとに心理の先生（臨床心理士）に診てもらっていますが、村長もスタッフも子どもに丁寧な声かけをしてくれて、育親の私と同じように対応してくれます。だから、治療効果が上がるのでしょうね」



（左から順に）育親の山形裕子さん、法人特別顧問の古賀信徹（のぶたか）さん、センタースタッフの今岡春奈さん

## ■コミュニティとして家族をつくる

「設立する会」の発足から5年。坂本さんは「村がしなければいけないことが見えてきました。そして、それは実現できつつあります」と語ります。

村のミッションとは、“今津の子ども”として、地域とともに子どもたちを育てていくこと。

子どもたちは近所の人たちによく声をかけます。畑で農作業をしている女性を見ると、大きな声で「おばちゃん、何をしているの？」と話しかけるので、それがきっかけで地域の人々が野菜やお米を持ってくるようになりました。ある住民は昨秋、村のすぐそばの土地にたくさんのコスモスを咲かせてくれました。育親の山形さんは「村のやっていることが地元に浸透してきた」と実感しています。

子どもの村福岡は、まだ完成したわけではありません。1軒はまだ空いています。でも、村は「子どもにとって一番いいことをものさしに」を行動指針に掲げ、少しずつ着実に歩んでいます。

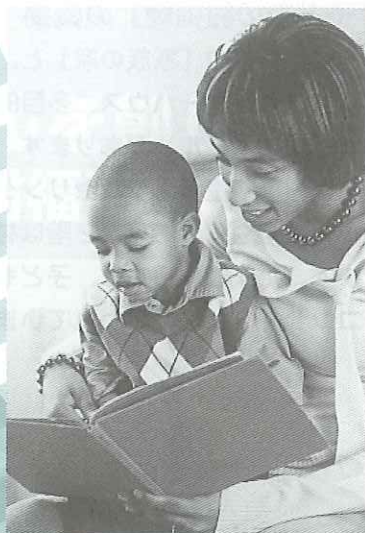
## 海外報告

# アメリカの里親ソーシャルワーク ミシガン州・マサチューセッツ州 での見聞から

原田綾子（早稲田大学法学学術院 比較法研究所）

私は、法社会学と家族法を専門とする法学研究者です。これまで、日米における児童虐待への対応や里親制度、養子縁組制度について研究をしてきました。

私には2度のアメリカ留学の経験があり、2003年10月から翌年4月までミシガン州アナーバー市に、2007年8月から2009年3月までマサチューセッツ州ケンブリッジ市に、それぞれ滞在しました。この2つの地域で、里親担当のソーシャルワーカーからその実務について教えていただいたり、里親のトレーニングの一部を見学させていただいたり、また里親の方から直接にお話をうかがったりしました。これらの見聞を通して知ることができたアメリカの里親ソーシャルワークのあり方について、皆様にお伝えします。



©NFPA

## 1. 資格取得の前に合計24時間のトレーニングを受ける

マサチューセッツ州では、里親のライセンス（資格）を得るための条件のひとつとして、合計24時間のトレーニングを受けなければなりません。

トレーニングの冒頭では、里親制度が里親のためのものではなく、「子どもの福祉のための制度」であることが伝えられます。そして、子の福祉を実現するために、里親が担うべき役割が説明されます。

### ★里親は子どもの福祉を実現するためのチームの一員である

アメリカの社会的養護制度は、子どもの福祉を実現する方法について、明確なポリシーを持っています。それは第一に、子どもをできる限り家庭的な環境においてケアすることです。福祉機関は家庭的養育環境を確保するために、施設よりも里親への委託を優先します。

第二に、子どもに永続的な家庭を確保するための計画を立て、それを実現することに力を注いでいます。永続的な家庭を確保するための計画は、「パー

マネンシー・プランニング」と呼ばれています。永続的な家庭の実現方法として、最も望ましいとされているのは実親との再統合ですが、それが困難であれば、養子縁組や法的後見が目標となります。

里親は、子どもに永続的な家庭を確保することを目指すチームの一員として、子どもの養育に携わることを求められます。実親との再統合が目標とされている場合、里親は、実親に子どもを戻すことを前提に養育を行います。実親との面会に子どもを連れて行ったり、子どもの状態に気を配ってよい面会ができるようにサポートすることも里親の役割です。

目標が養子縁組である場合、里親は子どもを養子縁組希望者につなぐ役割をします。実際にはその里親が養親となることも多いのですが、制度上、里親養育と養子縁組は切り離されています。

なお、再統合も養子縁組も法的後見も難しい場合は、長期の里親委託となります。その場合は、子どもの自立を支えることが里親の役割になります。里親がこうした役割を担うことについて、トレーニングの初めに説明がなされるのです。

このように、里親の制度上の役割は、子どもに永続的な家庭がもたらされるまで、その実現を支えるようなかたちで子どもの養育を行っていくことなの



ですが、その日常生活のなかでは、子どもが有している養育上のニーズを理解し、それに適切に対応しながら子どもの成長を支えるという役割も担うこととなります。そのために必要な基本的な知識も、このトレーニングの中で伝えられています。具体的には、以下のようなことです。

### ★トレーニングの具体的な内容

- ① まず、里親のところに子どもがやってくるときに、子どもがどのような精神状態にあるかを学びます。実親から切り離された子どもは深い喪失感と悲しみを感じており、そうした子どもの気持ちに寄り添って、新しい生活環境への移行を支えなければならないということが伝えられます。
- ② 子どもの発達上のニーズについても教えられます。委託される子どもの多くが、虐待やネグレクトを受けています。虐待やネグレクトが子どもの発達に与える影響はどのようなものか、また、子どもの発達には特定の大人との愛着（アタッチメント）が重要であること、そして愛着形成のメカニズムはどのようなものか、といったことも教えられます。性的虐待を受けた子どもやDVを目撃した子どもの特別なニーズ（必要なものやこと）も取り上げられます。
- ③ トレーニングでは、子どもの問題行動をうまくコントロールするための方法も取り上げられます。「タイムアウト」など、有効性が高いとされている方法が伝えられます。その中で、「子どもへの体罰は厳禁であること」が強調されていたのが、とても印象的でした。
- ④ 子どもが有している既存のつながりが維持できるようにサポートすることの重要性も伝えられます。特に実親と子どもとの関係を大切にすることは、「親子の再統合を支援する」という里親の役割を果たす上で欠かせないとされています。

### ★トレーニングを通してセルフアセスメント（自己診断）をする

ライセンス取得前のトレーニングは、里親になりたいと考える人が、「私は本当にこれができるのか？」と自分自身に問う、セルフアセスメントとしても機能しています。

里親希望者は、トレーニングを受けながら、「これは自分にはとてもできないと思えば、申し込みを取りやめるように」と説明されます。福祉機関としては、里親になることの本当の意味を理解し、そのうえでなお、「やりたい」と思った人だけに里親になってもらいたいということなのです。

里親希望者だけでなく、社会的養護の子どもを養子に迎えたいと考える養子縁組希望者も、これと同じトレーニングを受けなければなりません。この合計24時間のトレーニングは、社会的養護の子どもを養子縁組希望者に伝える場としても機能しています。

## 2. 子どもを委託するときは、里親と福祉機関が合意書をかわす

トレーニングと並行して、ソーシャルワーカーによる希望者のホーム・スタディ（家庭訪問調査）や、バックグラウンド・チェック（犯罪歴や児童虐待歴の調査）が行われます。

バックグラウンド・チェックは、里親として認定を受けようとする人だけでなく、その世帯構成員のすべてに対して行われます。里親家庭は、子どもにとって安全な生活環境をもたらすものでなければならないからです。

里親希望者がトレーニングを修了し、必要な調査も完了し、里親家庭としてふさわしいことが確認されると、ライセンスが発行されます。そして里親は、子どもが委託されてくるのを待ちます。ソーシャルワーカーは、委託を必要とする子どものニーズと、子どもの受け入れを待つ里親家庭の状況を照らし合わせ、子どもにふさわしい里親家庭を選んで子どもを委託します。

### ★委託合意書にサインする

ミシガン州では、子どもの委託時に、福祉機関と里親のあいだで合意書が交わされることになっています。合意書には、子どもを措置する福祉機関と里親のそれぞれが負うべき責務が記載されており、福祉機関の長、担当ワーカー、そして里親（里父と里母がいる場合はその両方）がサインをします。

### ★福祉機関の責務

福祉機関の責務としては、以下のようなことが挙げられています。

まず福祉機関は、子どもとその家族に関する情報を、里親に提供しなければなりません。里親に提供すべき情報には、福祉機関が実親との間で合意したケースプランの内容が含まれます。親子の再統合が目標である場合、ケースプランには、再統合のために実親が解決すべき課題、福祉機関が実親に対して提供するサービス、子どもと実親、その他の家族との面会の計画などが盛り込まれます。福祉機関は、こうした情報を里親に提供する義務を負うのです。

そしてさらに、福祉機関は、里親と月に1回コンタクトを取り、里親が子どもの身体的・心理的ニーズに対応するために必要な援助を提供するという責務も負います。

### ★里親の責務

他方、里親の責務としては以下のようなことが記載されています。

里親は、ケースプランを実施するために福祉機関と協力し、またケースプランニングに必要な子どもの情報を提供しなければなりません。里親は、ケースプランを単に知らされるだけでなく、それにサインをして、協力する意思があることを明らかにしなければなりません。

里親は、子どもと実親、あるいはその他の者との面会に協力する責務も負います。また里親は、自分ではなく福祉機関が、子どもの健康と福祉に関する最終的な決定責任を負っていることを受け入れなければなりません。

そして里親は、福祉機関の要請があれば、ワーカーによる家庭訪問を受け入れ、そのモニター（監視）を受けなければなりません。里親はこれらのことを、子どもを委託される時点で、福祉機関に約束しなければならないのです。

## 3.委託後の里親への支援とモニタリング

子どもが委託された後、里親は、ケースプランに

従って養育を行っていくことになります。子どもを委託した福祉機関は、里親がその役割を果たしているように支援を行います。

### ★子どもが専門的サービスを受けるとき

子どもが発達上の問題を抱えていて、セラピーやカウンセリングといった専門的なサービスが必要になる場合もあります。それらのサービスも、ケースプランの中に盛り込まれています。実際には、担当ソーシャルワーカーが、子どもに必要なサービスをアレンジすることになります。

担当ワーカーは、自らがそうしたサービスを提供するのではなく、地域の福祉団体や専門家にサービスの提供を委託し、サービス提供者と連絡を取り合って、その実施状況や効果を把握します。そうしたサービスの費用は公費で支払われます。

里親は、サービスを提供する団体や専門家のところに子どもを連れて行き、子どもがサービスをうまく受けられるようにサポートする役割を担います。子どもが発達や心の問題に対処するための専門的なサービスを受けることによって、里親の養育負担は軽減されることになります。

### ★里親のレスパイト（休暇日）

このように、専門的な養育サポートも利用しうるとはいえ、子どものケアを24時間引き受ける里親の負担は、やはり非常に大きいものです。そこで里親には、「レスパイト」と呼ばれる休暇日が与えられています。こうしたお休みが取れることは、里親の気持ちをリフレッシュさせ、バーンアウト（燃え尽き）を防止するために重要なことと考えられています。レスパイトのアレンジをするのも、福祉機関の役割になります。

### ★里親へのモニタリングとは？

もっとも、福祉機関の里親に対するかわりには、里親への支援という側面に尽きるものではありません。福祉機関は、里親による養育が子どもの福祉にかなったものであるかをチェックし、モニターするという責務も負っているのです。

アメリカでは、里親が福祉機関の目から離れて、子どもを抱え込んで育てることは許されません。委



託時の合意書にも記載されているとおり、里親は、ソーシャルワーカーが定期的に家庭訪問してくることを受け入れなければならないのです。

家庭訪問の際、里親は、子どもの状況と家庭の状況をワーカーに報告しなければなりません。ワーカーは、必要があると判断すれば、クローゼット（物置）を開けて、子どもにとって危険なものがないかをチェックすることもできます。

### ★里親は「公的な家庭」

ミシガン州の福祉機関のソーシャルワーカーは、里親希望者へのオリエンテーションで、里親家庭のことを「公的な家庭」と表現していました。里親家庭は、本来は普通の私的な家庭ではありますが、里親という福祉制度の担い手である以上、子どもの福祉に必要な範囲で、そのプライバシーが制限されることになるのです。

### ★ソーシャルワーカーの家庭訪問

マサチューセッツ州ケンブリッジ市に滞在しているとき、私はある里母さんと知り合いになり、その方がソーシャルワーカーの家庭訪問を受けている場面に同席させてもらう機会をいただきました。彼女は独身で、3年にわたって1人の男の子を預かっていました。この男の子はすでに19歳でしたが、実親との再統合がかなわず、高校に通いながら自立の道を模索している時期でした。

里母さんの話では、ケンブリッジ市では里親家庭に2人の担当ワーカーがつくそうです。1人は里親担当で、もう1人は子ども担当です。里親担当は2ヵ月に1度、子ども担当は1ヵ月に1度、訪問してくるそうです。

ワーカーの訪問の目的は、子どもがその里親家庭に実際に暮らしているかどうか、そこで安全が確保されているか、住居の状況がライセンスの基準をきちんと満たしているかどうか、子どもが計画されたとおりに教育サービスやセラピーなどを受けているかどうか、そして里親が十分にサポートを受け取っているかどうか、といったことを確認することです。

里母さんによると、子ども担当に比べると、里親担当のほうが、里親自身の状況に気を配ってくれるとのことでした。

その日、彼女のもとを訪れたワーカーは、里親担当でした。ワーカーは里母さんから、前回の訪問以降の子どもの様子や、子どもに起こった出来事、子どもが受けているサービスの状況（この子は学校でセラピーを受けていました）の報告を受け、それに対する里親の考えや意見を聞きとっていました。

ワーカーは里母さんの話を熱心に聞き、メモを取りながら、「あなたは本当によくやってくれているわ」と何度も伝えていたので、私はとても良い関係だと感じました。この日の訪問は全部で30分ほど、終始なごやかで厳しい雰囲気はまったくありませんでした。しかし、それはこの里母さんがすでに3年も子どもを養育していて、ワーカーも家庭の中の事情がよくわかっているからだそうです。養育を始めたころの訪問は、もっと堅苦しい感じで時間も長く、1時間くらいかけていたと話してくれました。

### おわりに

アメリカの社会的養護制度は、まずは里親に子どもを委託して家庭的な養育を確保し、最終的には、「子どもに永続的な家庭をもたらし」ことを目標として構築されています。福祉機関は、家庭的養育の確保と永続的な家庭の実現に向けて、里親のトレーニングをきちんと行い、里親が担うべき役割を明確にして子どもを委託し、委託後は里親が役割を果たすために必要な支援とモニタリングを行っていくというように、一連のソーシャルワーク活動を行っています。

アメリカの里親制度においても、委託された子どもを里親が途中で放棄するということはしばしば起こっていますし、里親による暴力や不適切な養育の問題も完全に克服できているわけではありません。いろいろな点において、課題が残されているというのが現状です。

しかし、ここで紹介したように、里親ソーシャルワークの基本的な枠組みがともかくも存在し、その担い手であるソーシャルワーカーの専門性も一応確保されていることは、アメリカの里親制度の良い面として、日本での実践にも参考になるところがあるのではないかと思います。



## 愛知県里親会連合会

今年の全国里親大会は、愛知県で開催されます。そこで今回は、愛知県里親会連合会を訪問しました。愛知県では政令指定都市である名古屋市を除いた、愛知県下6つの地域の里親会が連合会を形成しています。この連合会の役員（地域里親会の会長）と理事（副会長）、さらに愛知県下に10ある児童相談センターのセンター長に、参与・監事・顧問として役員になっていただき、会の運営を行っています。役員会としては大所帯ですが、活動の決定は主に6名の役員で集まって決めています。

今回の訪問では、どうしても都合のつかなかった田中和枝さん（広報・知多里親会）以外の会長、柴田寿子さん（連合会会長・西三河里親会）、後藤美津代さん（副会長・中央里親会）、横山茂美さん（副会長・東三河里親会）、瀬戸口やゑ子さん（副会長、会計・一宮地方里親会）、酒井敬子さん（研修・豊田加茂里親会）の5名が取材に応じてくださいました。取材場所は、10月に全国里親会が開かれる「ウィルあいち」です。「こうやって集まって喋るのも楽しいのヨ」との言葉通り、話し出すと止まらない、笑いの絶えない明るい雰囲気、取材に行った私も元気をもらって帰ってきました。（三輪清子）

### 全国里親大会

今年の全国里親大会は、10月1日(土)、2日(日)に開催します。なんと、愛知県開催は57回目にして初めてとのこと。内容は未定だそうです、少しでも教えてもらいました。1日(土)は分科会を中心に行いますが、参加者が声を出せる、また講師と向



全国里親大会で今年の開催場所となる「ウィルあいち」

き合えるような分科会をイメージしているそうです。現時点では9つぐらいのテーマに分けた分科会を考えているとのことでした。夜は交流会を行う予定です。2日(日)は本大会です。表彰式や基調講演などのほか、「子どもの『いのち』」をテーマにした対談フォーラムを企画中だそうです。

それに加えて、初日のオープニングでは「地球組」を招待し、合唱を披露してもらう予定です。「地球組」というのは、愛知県の小学校から高校までの障がいの有無、人種などにかかわらず、様々な子どもたちや趣旨に賛同する大人たちで構成される合唱団です。オープニングを「地球組」にお願いするに当たり、実際に合唱を聴きにいった役員の方々の感想を紹介します。「涙が出そうだった」「指揮者の子どもたちを信じる気持ちが素晴らしい」「こちらの方が元気づけられるような歌声」……。

皆さんの感想を伺って、初日は、絶対に遅刻できないと思いました！ ちなみに「地球組」に興味のある方は、以下のURLでHPを見ることができますので、ご参照ください。

（地球組HP：<http://www.chikyugumi.com/>）

#### ●愛知県里親会連合会のデータ●

里親会登録者数：178名（\*養育里親登録を辞退した人にも、「里親同士のつながりを大切にしたい」という思いから、里親会への入会を勧めている）

委託児童数：133名（平成23年2月現在）

各会の活動：総会、役員会、研修会、ハイキング、クリスマス会、施設との交流会など

連合会の活動：総会、研修会、ふれあいフェスティバル、6里親会合同さろん、名古屋市と合同でフォーラムを開催





## 里親開拓

愛知県の里親数は、各地域で開かれる福祉まつりへの参加、里親委託推進委員が積極的に里親開拓を行い、取りまとめてくれたこと、それによって、里親体験発表会が行えたことで、増えてきました。

福祉まつりでは、児童相談センターがブースを開き、里親制度の説明を行います。里親もうちわやチラシなどを配り、参加者と話をする中で、制度の説明をしたり、里親の雰囲気を感じてもらっています。

体験発表会では、養育里親と特別養子縁組をした方が発表します。児童相談センターは、体験発表会を広報するために、広告をつけたティッシュを配布していますが、里親もこれに協力しているそうです。初めは民生委員に声をかける会場もありましたが、今では特別に声をかけなくても、一般の人が来場するといいます。

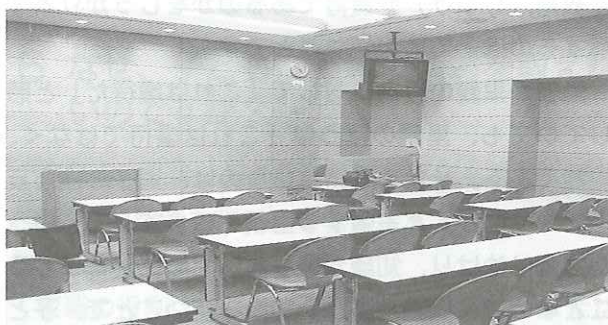
それでも、役員の方々は、里親の認知度は低いと感じています。特にお金目的のものではないと言っても、なかなか分かってくれない人が多いのは残念です。たとえ一時保護だとしても、里親は子どものいのちを預かっているのであり、親切心や親心だけでは出来ないこと、里親自身も学んでいく必要があることを分かってほしいと訴えておられました。



## 児童相談センターや里親同士のつながり

愛知県では、児童相談センター主催の里親サロンが、各児童相談センターで月2～4回行われています。愛知県の里親や里親会の会員はもちろん、他県から参加する里親や里親希望者もいます。

愛知県では、新生児の里親委託が行われていることで有名ですが、新生児だけでなく6歳までの子どもはできるだけ特別養子縁組へとつなげていくこと



分科会の一室に使われる予定の視聴覚室



酒井敬子さん、瀬戸口やゑ子さん、横山茂美さん  
後藤美津代さん、会長の柴田寿子さん

も大切にしているそうです。養子縁組を希望する人は、縁組成立後、里親として登録しなくなることもあります。そうした人も、仲間として里親会やサロンに参加しています。私は、里親登録をやめた人たちとも交流を大切にしていることは、愛知県里親会連合会の特色の一つであると感じました。

6か所の里親会では、それぞれ研修会や交流会などの活動をしているそうです。さらに、連合会でも研修会や「ふれあいフェスティバル（里親子で遊ぶおまつり）」、名古屋市とは合同でフォーラム（講演会）を開催しています（今年からは年2回）。

東海北陸ブロック大会や全国大会には、各会の会長はたいてい全員が参加しています。各会の会長同士が、様々な機会に顔を合わせて話をするので、連合会で決定したことが各会に伝えやすくなったそうです。

子どもの養育、学校行事で忙しい里親が、里親会活動や里親サロン、ブロック大会、全国大会など、なぜ多くの行事やその準備に時間とエネルギーをかけることができるのか、質問してみました。すると、声をそろえて、「家族の協力があるから」と即答が返ってきました。他には、「自分で自分をほめてあげている」「自分がやりたくてやっていることだから」。そして、「里親同士で分かり合えることも多く、参加することが楽しいから」という声もありました。里親同士、役員同士、また里親と児童相談センターとの関係が良いことが高い出席率につながり、みんなが楽しんで参加できることは、そのまま愛知県里親会連合会の雰囲気になり、特色となっていることを感じた訪問でした。

# 里親家庭で育った子ども

## 当事者として思うこと —里親と実親の間で—



浜中 智 (学生)

### 1 私は、里親は“養育する存在”だと考えています。

というのは、私は幼いころから「自分には本当の親がいる」と知っていたからです。しかし、私は里親家庭に来てから、里親を「父さん（義父）」「母さん（義母）」と呼んでいます。そのため、「実親とは他人になったのだろうか」と悩むときがあります。

それに、もし里親を“親”と考えるなら、私が里親家庭に来る前に関わってくれた施設の職員も、私にとっての“親”ではないでしょうか？ そんな感覚があります。

里親に求められている役割は、幼いとき（できれば乳児期）から子どもに関わって愛着の絆を形成すること。それは必要不可欠なことだと思います。

しかし、幼いときに里親との愛着関係を築いた場合、実親の元へ子どもを帰すときに本当に帰すことができるのか？ 真実告知をおこなうとき、子どもの精神的負担は大丈夫なのか？ など心配な点が多々あります。

### 2 里親をどう呼ぶかは、子ども自身が決めるまで待つほしい。

里親をどう呼ぶかは、里親が決めるのではなく、子どもにまかせてほしい。そして、大人（里親）はそれを待つことが大切です。

大人が待つことで、子どもは自分の気持ちの整理ができるので、次第に里親と打ち解け、距離が近くなっていくと思います。

### 3 養子になるとき、子どもに選ぶ権利はあるのでしょうか？

たとえ、子どもに選ぶ権利があっても、判断能力に欠けるために、自分にとってどの人が良い親になるのかがわかりません。たとえば、小学校に入ったばかりの6歳の子どもに選ばせても、これまで関わってきた里親を選ぶしかないと思います。つまり、子どもには選択肢がないと言えます。

### 4 里親になるには、ある程度の知識と経験が必要です。

里親制度の良い面は、子どもがより家庭的な環境で生活できることです。子どもは家庭で生活することで、自立への道がうまく進めると思います。

しかし、何の知識もない人が里親となり、間違った養育を行った場合、子どもの精神的負担は大きく、虐待につながっていくこともあると考えます。

ですから、里親になるには、ある程度の知識と経験が必要不可欠です。どこまでが虐待で、どこからが教育（しつけ）や養育であるのかをしっかりと理解するのはとても大切なことです。

里子が里親の行為に対して「これは虐待だ」と感じていても、里親のほうは「これは虐待ではなく、教育である。それを虐待というのは、里子の被害妄想ではないか」と主張する里親もいます。こういった主張はやはり、知識が足りないために起こりうることなので、里親が正しい知識を持つことで、子どもへの虐待が減っていくと思います。

里親が子どもに対して虐待を行うと、子どもは安心して生活できる環境がなくなります。施設以外の環境で生活できても、その環境が安心してできなければ意味がありません。

「もっと里親を増やすべきである」という意見をよく聞きますが、むやみに増えすぎるのは問題があります。いま里親になっている人たちの質の向上から始めることが、里親制度のあるべき方向性だと思います。

## 5 18歳以上の子どもへの援助を！

現在の里親制度は、満18歳までを「里子」と規定し、「里親」を子どもの養育者（親）としています。けれども、子どもが18歳を過ぎた時点で、里親は制度上“親”ではなくなり、子どもは里子ではなくなります。

そうなる時、子どもはとても違和感を持ちます。18歳は、高校卒業後の進路について悩んでいる時期です。そのうえ、さらに里親との関係についても考えなければなりません。子どもの精神的負担はかなり大きくなるので、里親との関係もだんだんと悪くなっていくと思います。

ですから、現在の里親制度に必要なものは、18歳以上になった子どもに対する援助です。これは、里親だけでなく児童養護施設に対しても言えることです。この問題を解決するには、制度自体を変える必要があります。いまのままでは、子どものための里親制度ではありません。児童福祉法は、子どもの立場にたった、子どもが自立しやすい法律であってほしい。国はもっと子どもたちの現状を見て、法律をつくってほしいです。

## 6 なぜ、子どもに実親の情報を教えないのですか？

児童相談所は、里親に対しては子どもの個人情報（実親の情報等を含む）を教えますが、子どもに対しては何も教えません。

里親の役割は、子どもを実親の元へ帰す、または実親に会うことをサポートすることです。それなの

に、里親だけが実親の情報を持っていて、子どもを実親に会わせない。それは、とてもおかしいことだと思います。

里親は、子どもたちから実親のことを聞いてくるのを待つのではなく、ひと言、「私たちはあなたの親のことを知っているから、好きなときに聞いてきたらいいよ」と言ってください。それだけで、子どもは変わっていきます。

私は、児童相談所は実親の情報を里子へ提供することができるという話を聞いて、児童相談所に電話をしたことがあります。しかし、情報の提供を求めても、「実親の個人情報保護を優先するため、教えることができない」と断られました。私が「児童相談所に向きますので、1対1で聞くことはできませんか？」と頼んでも、「個人情報の保護のため、できません」の一点張りでした。

このような経験から、個人情報保護法は、子どもよりも実親を優先していると考えます。しかし、子どもにとって実親の情報は自分の情報であり、それが見られないのはおかしいのではないかと思います。

児童相談所は、本当に子どものことを考えているのでしょうか？ 私には分かりません。子どもが真に必要なものを知り、それをいかに実現できるのかを考えるのも、児童相談所がやるべきことだと思います。

## 7 親とはいったい何だろう？

自分は18歳以降、「親とは何か」をずっと考えてきました。でも、いまだにわかりません。

国は“子どもの親代わり”として里親制度をつくっていますが、実際、「自分には実親がいる」と知っている子どもは、里親を“親”として見られるのでしょうか？ 自分の場合はできません。

私は、親というのは子どもを産んだら、どんな理由があろうとも最後まで面倒を見るのが親であると思っています。このような考えを持っているので、18歳までと決まっている里親を、どうしても“親”と見ることができません。

里親からは、「実親に会うことで、考えは変わる」と言われているのですが……。

# 私の養育体験

全国里親会 副会長 星野 崇



星野 崇さん、麻子さん

## 子どもたちに価値観を 変えさせられたこの21年

### ちょっと子どもが ほしいと思って…

里親になって21年、この4月から15人目の子どもが我が家にきます。まだ1歳8ヵ月ですから、今、お見合い中です。2年間以上お預かりした子は5人です。一番長い子は17年でした。40歳を過ぎたころ、子どもがいなかったので、ちょっと子どもがいた方が自分たち夫婦のためにもなるだろう、と漠然とした気持ちで里親になりました。

大人同士ですと、お互いの短所も良くわきまえていますので、ぶつかりそうになっても、上手に避けていくことができるでしょうが、子どもがいるとそうはいきません。子どもに向かうときは、どうしても自分の全身全霊をぶつけることになるので、欠点をさらけ出すことになるだろうとも思いました。また、次の世代に自分の価値観を伝えて行けるといいな、という願望もありました。

しかし、それはみごとに裏切られました。それまで、自分が築き上げてきた価値観、人生観、世界観、社会観はみごとにくつがえされてきたこの21年でした。

### 頼もしい子どもたち

最初に来た女の子、停留所でバスを待っている時のあどけない横顔がかわいいな、と思いました。でもそれから、その子が成長するまでに起こした数々の事件、本人の名誉のために内容は書きませんが、私の経験にはないものでした。

ところが、24歳の時に捨て台詞を残して家を出て行ったその子から、何故かその後、母の日や父の日、弟、妹の誕生日に、そして盆暮れと品々が届きます。メールもとても優しい思いやりのある言葉が多く選ばれています。え、いつこの子、こういうふうに変ったんだらう？ 誰がそんなふう育てたんだらうか？ と夫婦で顔を見合わせる程です。

次が男の子、そしてすぐあとに別の女の子、最初の子と合わせて、3人は血のつながりはないけれども、10年くらい一緒でしたから、兄弟姉妹のようなものです。仲がよいというか結束が固いというか、家の物を何か壊したときに、「誰が壊したんだ？」と問いかけても、誰もが「違う」という返事です。

男の子は、今は浜名湖のほとりのホテルで働いています。時々キレて、顔色が変わる子でしたから、

社会でやっていけるかどうか心配でしたが、自信を持って仕事に励んでいるようです。多分ボーイスカウトで鍛えられた経験が生きているのでしょう。

女の子は、上の子に手を掛け過ぎてしまったせいか、もっと可愛がってあげれば良かったな、と夫婦でよく反省しています。大人しく、控え目です。もう少し自信を持ってほしいな、と思っています。

でも、最近はだんだん変わってきました。フィリピンでの植林ボランティア活動に友達を誘って参加したり、つい最近、チェコのプラハで開かれた「Quality in Alternative Care Conference (親と暮らせない子どもたちの代替養育の質の向上)に関する国際会議」に参加し、何か得難いものを受けて帰ってきたようです。もはや私たちが知らないことを体験しています。これからさらに大きく変わっていくのでしょう。

## 愛着障がいを知った時

里親になった最初の頃は、里親制度の中で何が課題なのかよく分からなかったのですが、次第にいくつかの課題が見えてくるようになりました。特に気づいた大きな課題は、愛着障がいへの対処が十分にできていないということでした。施設でも里親でも子どもを虐待してしまうケースがありますが、愛着障がいという言葉を知ったのが、今から10年前くらいのことです。

里親が子どもを死なせてしまったことが契機となり、里親たちの緊急集会在東京で開かれた時でした。あ、そうか、あの子は愛着障がいだったんだ、申し訳ないことをした、ごめんね、と初めて気づきましたが、丁度その子が家を出をしていた時のことでした。愛着障がいは自分も含めて大なり小なり多くの人にもあるようですが、幼い時に親の愛情をたっぷり受けなかった子どもにとっては、深刻な問題であり、放っておくと、学童期、思春期、自立期と、症状が次第に増幅されてくるようです。人とのコミュニケーションに大きな課題が生じてきます。学習障がいやトラウマに悩む子にも似た傾向がありますが、一人一人様子が違うので、それぞれ治療のレベルややり方に工夫が必要です。

## 今も気になる子どもたち……

年齢の高い子をお迎えするのはやはり大変ですね。我が家に来た中学2年の男の子の場合、2年いたのですが、結局最後は周囲の人に、「この里親家庭は余りにも住みにくい大変嫌な家族だ」と言いふらし、いなくなりました。運よく彼は実親のもとに帰ることができたのですが、学校に行くこともでき

ず、その後始めたアルバイトもすぐに辞めてしまったという情報が伝わってきます。

彼は人当たりも良く、気が乗っている時はいつも穏やかで楽しい子です。でも明らかにトラウマを持っていました。小さなものとしては、海は好きですが、決して膝の高さ以上には海に入りません。多分小さい時に無理やりに頭を水の中に突っ込まれたのでしょう。

もっと大きなトラウマもありました。虐待を受けた子どもは、力は正義であり、やられる方が悪いのだという思想を持っていると言われていますが、まさに教科書通りでした。何とかそれを治療しようと思ひ、児童相談所と相談し始めたばかりの時にいなくなりました。ほんとに残念です。母親とうまくやってくれるだろうか、仕事は始めただろうか、という思いがいつも心の片隅を占めています。

昔来た中学3年の女の子は、母親が入院している間の1ヵ月の予定でお預かりしたのですが、2週間経ったある日、「友達の家泊ってくる」と急に言いました。お預かりしているので、「それはやめてほしい」と言ったところ、翌日、「こんな古風な家は見たことない」と言ってあっさり出て行きました。丁度家にいる間に運動会があったので、久しぶりに中学校の運動会に行き、その子と一緒に弁当を食べました。駆けっこでいい成績が取れず、残念そうでしたので、慰めてあげました。

家を出た後、一度はボーイフレンドを連れて遊びに来たこともあるのですが、2年くらい経ったある時、電車で真向かいの席に座った彼女を見て驚きました。ケバケバの服装と高価なブーツ、多分甘いものばかり食べているのでしょう、ぶくぶくに肥えた体で友達と大声で話に興じていた姿を今でも忘れることはありません。友達二人も似たような派手ないでたちと何故か体形も似ていました。

あまりの変貌ぶりに声をかけることもできず、一緒に横に座っていた我が家の子もじっと見ていただけでした。里親として何のお役にも立てなかったな、というしょんぼりとした思いだけが残っています。

## 天使がやってきます

多くの子どもたちが、私たち夫婦に多くのことを教えてくれました。ひとりひとりの子が私たちの人生観や価値観を大きく変えてくれました。

今、我が家は小さな子を迎える準備で大わらわです。これまであまり行かなかったオフ・ショップ(中古品を扱っている店)めぐりをして、赤ちゃん向けの用具や服を探しています。孫かひ孫かわかりませんが、もうすぐ天使が来てくれます。私たち夫婦を慰めるために神様が天使を送って下さるのです。



# 里親家庭・ファミリーホームの現況報告

厚生労働省の福祉行政報告例から、平成22年3月末現在の里親家庭・ファミリーホームの現況をお知らせします。なお、これらは平成21年度の数字になります。(木ノ内博道)

## 全体の動き

登録里親数は7180世帯です。1年間に1466世帯(20.4%)が新たに認定され1931世帯(26.9%)が里親をやめているので、昨年と比べて465世帯(6.5%)減っていることとなります。これは平成21年度から、養育里親と養子縁組を希望する里親が分かれ、養育里親に研修が義務づけられるなどの改正があったため、高齢になった方々の登録辞退があったためと思われます。

なお、委託里親数は2837世帯で、前年度に比べ102世帯(3.7%)増えています。

里親およびファミリーホームに委託されている児童数は3836人。内訳は、養育里親への委託が3028人(78.9%)、専門里親への委託が140人(3.7%)、親族里親への委託が509人(13.3%)、養子縁組を希望する里親への委託が159人(4.1%)、ファミリーホームへの委託が219人(5.7%)となっています。

平成21年度の間新たに里親に委託された児童数は1577人(41.1%)。内訳は児童福祉施設から437人、家族から781人、その他が359人となっています。一方、措置解除された児童数は923人(24.0%)。内訳で多いのは「保護の必要がなくなり帰宅」が415人。次いで「養子縁組」が225人、「その他」103人、「満年(18歳での措置解除)」98人と続きます。施設や違う里親に措置変更となったのは571人でした。

里親(ファミリーホーム含む)に委託されている児童の年齢では、0歳児が73人(1.9%)、1~6歳が1254人(32.7%)、7~12歳が1300人(33.9%)、13~15歳が664人(17.3%)、16歳以上545人(14.2%)となっています。学齢期の児童が最も多く、次いで乳幼児が多いという状況です。

## 地域の動き

登録里親数が最も多いのは東京都で609世帯。次いで北海道(439)、埼玉県(307)、千葉県(260)、

愛知県(216)です。里親の種類別にみると、養育里親数については登録里親の傾向と同じですが、専門里親数については最も多いのが北海道の47世帯。次いで沖縄県(23)、神奈川県(22)、愛知県(21)と続きます。親族里親については三重県が最も多く20世帯。次いで栃木県、千葉県、新潟県、福岡県が同数でそれぞれ18世帯となっています。

養子縁組を希望する里親が最も多いのは埼玉県の158世帯。次いで東京都が148世帯、千葉県と新潟県がそれぞれ67世帯です。

委託されている里親で最も多いのは、東京都で295世帯。次に北海道(208)、千葉県(125)、埼玉県(99)と続きます。この傾向は養育里親についても同じです。専門里親については愛知県の8世帯が最も多く、次いで札幌市(7)となっています。

養子縁組を希望する里親に児童が委託されているのは、東京都が最も多く34世帯。次が千葉県(21)、そして長野県(12)です。

里親に委託されている児童数では、東京都が最も多く377人。次いで北海道(289人)、千葉県(157人)、愛知県(136人)、埼玉県(130人)、沖縄県(124人)と続きます。養育里親に委託されている児童数が最も多いのは、東京都で343人。北海道が265人、埼玉県と千葉県が122人、愛知県121人、沖縄県が105人です。専門里親に委託されている児童数が最も多いのは愛知県で11人。兵庫県と札幌市がそれぞれ8人、山口県が7人です。親族里親に委託されている児童数が最も多いのが、三重県で37人。福岡県が30人、千葉県と新潟県がそれぞれ27人、栃木県が23人です。

養子縁組を希望する里親に委託されている児童数が最も多い自治体は、東京都(33人)です。次いで大阪市(24人)、長野県(11人)、名古屋市(8人)と続きます。なお、委託児童で0歳児が最も多いのは愛知県の9人。次いで千葉県が8人、北海道と大分県がそれぞれ7人です。

福祉行政報告例（平成21年度末現在）

	登録里親数					委託里親数					委託児童数				
	養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組希望里親		養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組希望里親		養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組希望里親	
全 国	7180	5823	548	342	1451	2837	2296	133	341	178	3836	3028	140	509	159
北海道	439	410	47	11	18	208	193	5	11	4	289	265	6	16	2
青森県	98	86	17	5	12	42	34	4	5	2	54	43	3	7	1
岩手県	144	116	6	6	57	35	20	2	6	8	45	27	3	8	7
宮城県	72	55	4	4	13	31	25	-	4	2	35	28	-	5	2
秋田県	57	35	3	2	19	22	22	2	4	-	22	17	2	3	-
山形県	63	55	6	3	24	13	8	1	3	2	15	10	1	4	-
福島県	154	149	2	1	29	37	35	1	1	4	53	51	1	1	-
茨城県	143	138	7	1	3	61	57	3	1	1	96	89	4	1	2
栃木県	177	155	13	18	5	74	56	1	18	-	93	69	1	23	-
群馬県	120	114	7	3	-	37	35	3	3	-	49	45	-	4	-
埼玉県	307	294	20	4	158	99	93	2	4	2	130	122	2	4	2
千葉県	260	223	14	18	67	125	101	4	17	21	157	122	2	27	6
東京都	609	440	20	1	148	295	259	1	1	34	377	343	-	1	33
神奈川県	184	182	22	2	-	74	68	4	2	-	89	84	3	2	-
新潟県	150	91	6	18	67	54	29	5	18	9	69	37	4	27	1
富山県	56	47	5	1	26	11	9	-	1	1	16	14	-	1	1
石川県	33	22	3	3	8	11	9	1	3	-	13	8	1	4	-
福井県	46	27	3	4	15	11	7	1	4	-	14	5	2	7	-
山梨県	103	79	4	12	8	51	36	2	12	1	71	51	2	18	-
長野県	149	98	6	8	67	40	30	3	8	12	46	19	3	13	11
岐阜県	110	67	9	7	38	30	22	2	5	3	37	25	3	6	3
静岡県	185	169	4	9	47	71	58	1	9	3	98	74	2	19	3
愛知県	216	210	21	2	36	82	73	8	1	3	136	121	11	2	2
三重県	159	110	13	20	16	55	32	3	20	-	75	35	3	37	-
滋賀県	158	140	11	7	16	41	28	1	7	6	75	52	2	14	7
京都府	49	31	2	5	13	11	5	-	5	1	16	7	-	9	-
大阪府	118	73	7	15	36	42	20	3	15	4	52	27	3	19	3
兵庫県	195	177	19	2	16	76	74	7	2	-	76	64	8	3	1
奈良県	102	54	3	5	43	24	13	2	5	4	27	16	2	8	1
和歌山県	64	57	7	2	-	25	22	1	2	-	26	23	1	2	-
鳥取県	65	54	9	5	8	29	23	4	5	2	39	26	5	6	2
島根県	69	61	9	6	7	25	17	3	6	2	34	22	3	8	1
岡山県	43	40	7	1	2	13	10	1	1	1	12	11	-	1	-
広島県	94	90	8	2	3	34	32	1	2	-	36	33	-	3	-
山口県	119	106	20	10	1	31	15	5	11	-	47	25	7	15	-
徳島県	42	28	7	7	7	21	13	2	7	1	31	19	2	9	1
香川県	43	30	4	4	9	19	14	1	4	-	29	24	1	4	-
愛媛県	53	37	-	3	23	16	13	-	3	-	24	18	-	6	-
高知県	33	23	1	-	9	10	9	-	-	1	20	19	-	-	1
福岡県	88	62	3	18	8	56	36	1	18	2	89	55	2	30	2
佐賀県	49	32	-	6	24	19	10	-	6	3	22	10	-	9	3
長崎県	73	39	6	3	25	22	12	3	3	4	28	14	4	6	4
熊本県	83	62	16	1	4	37	34	2	1	-	49	47	1	1	-
大分県	96	87	13	1	29	58	52	2	1	5	77	69	2	1	5
宮崎県	91	87	12	4	4	41	35	2	4	-	53	46	2	5	-
鹿児島県	59	40	7	5	31	33	26	2	5	-	40	31	3	6	-
沖縄県	116	100	23	8	8	75	65	3	8	1	124	105	3	14	2
指定都市（別掲）															
札幌市	148	127	13	3	18	76	65	7	3	4	94	79	8	3	4
仙台市	48	35	8	1	12	19	18	-	1	-	26	22	-	2	2
さいたま市	72	72	9	-	-	24	24	-	-	-	26	26	-	-	-
千葉市	44	34	5	2	8	19	12	3	2	2	21	13	3	2	3
横浜市	111	81	1	5	25	37	31	-	5	1	52	42	-	8	2
川崎市	90	85	9	5	-	47	40	3	5	-	78	65	5	8	-
新潟市	62	37	-	3	22	21	17	-	3	1	23	19	-	3	1
静岡市	69	59	5	2	5	33	29	2	2	-	31	28	1	2	-
浜松市	47	39	2	-	8	18	16	2	-	2	19	14	2	-	3
名古屋市	76	31	2	3	42	24	14	-	3	7	32	19	-	5	8
京都市	79	35	5	7	32	17	7	2	7	1	20	9	2	8	1
大阪市	96	54	2	8	32	53	35	1	8	9	102	59	2	17	24
堺市	24	20	-	4	-	7	3	-	4	-	12	6	-	6	-
神戸市	41	28	6	2	5	14	11	-	2	1	25	22	-	2	1
岡山市	30	28	7	1	3	11	10	1	1	-	16	12	3	1	-
広島市	40	37	1	-	3	17	17	-	-	-	17	17	-	-	-
北九州市	62	50	6	7	19	24	17	2	7	-	43	28	2	13	-
福岡市	73	63	7	4	6	38	33	2	4	-	75	65	2	8	-
中核市（別掲）															
横須賀市	17	16	-	1	-	6	5	-	1	-	10	9	-	1	-
金沢市	15	10	4	1	4	5	3	3	1	1	9	7	-	1	1

## 平成23年度 全国里親大会とブロック大会の開催予定

### ●全国里親大会

開催予定日：10月1(土)・2日(日) 場所：「ウイル愛知（愛知県女性総合センター）」名古屋市東区上交  
 堅杉町1番地 愛知県庁から徒歩約10分（地下鉄名城線「市役所」駅2番出口東へ徒歩10分）

### ●各ブロック大会

ブロック	開催日	開催地	参加予定	参加費	事務局
北海道	9月10・11日	室蘭 ホテルサンルート	270名	2000円	室蘭児童相談所 Tel0143-44-4152
東海北陸	6月4・5日	愛知 名鉄犬山ホテル	200名	4000円	名古屋市親和会 Tel052-757-6111
近畿	6月18日	京都 ハートピア京都	200名	未定	京都市里親会 Tel075-801-2929
中国	5月29・30日	鳥取 三朝町総合文化ホール	150名	3000円	中国地区里親会 Tel083-925-2424
四国	9月11日	香川 ホテルニューフロンティア	130名	無料	香川県里親会 Tel087-862-8861
九州	7月23・24日	福岡 クローバープラザ	300名	3000円	福岡県里親会 Tel092-584-3377

東北ブロックと関東甲信越静ブロックの開催は、東日本大震災の影響で中止となりました。

## 書籍を紹介します



### 『児童養護施設と社会的排除——家族依存社会の臨界』

(西田芳正編著・妻木進吾・長瀬正子・内田龍史著：解放出版社・2000円＋税)

児童養護施設で暮らした経験のある12人にインタビュー調査した報告と分析。①生育家族

のこと、②施設生活のこと、③学校から職業へ、④差別とアイデンティティ、で構成されている。生育家族ではひとり親家族や親の精神的な不安定、多子家族などがたちまち貧困に遭遇し要保護となり、日本社会がまさに家族に依存した社会であることが分かる。施設暮らしの子どもがどうして低学力なのか。特殊学級の員数合わせのために施設の子が児童狩りにあうことが語られる。施設出身者が差別にあうことや、低位な職業にしか就けないこと、ホームレスが14%にも及ぶことが分かる。



### 『里親になる人のためのワークブック』

(里親養育ネットワーク著・明石書店刊・2300円＋税)

本書はイギリスの里親養育ネットワークがまとめたものの翻訳。ワークブックスタイルで、里親養育について考え作業しながら学ぶことができる。里親家庭を支援するワーカーにも必読の書。全国里親会に申し込みは定価の2割引きで購入することができる。



### 『日本の養子縁組——社会的養護施策の位置づけと展望』

(ピーター・ヘイス、土生としえ著・津崎哲雄監訳・土生としえ訳・明石書店刊・3800円＋税)

本書は、『Adoption in Japan』(2006)の翻訳版。特別養子縁組についてや、あっせん機関の説明、国際養子縁組などについて触れている。

全国里親会に申し込みは定価の2割引きで購入することができる。



### 『愛されるために生まれたのにね。』

(内越言平著・星雲社刊・1400円＋税)

著者は札幌市の里親。牧師でチルドレン・レスキュー・ミッションを主宰している。全国里親会に10冊が寄贈されたため、希望者にお送りします。希望者が多い場合には抽選とさせていただきます。お申し込みは全国里親会事務局まで。

<訂正とお詫び>本紙87号のトピックスに「日本財団からの整備助成」の記事があり、「この事業は今回限りで終了となりますので、ご注意ください」とありましたが、次の通り訂正します。「2011年度の募集は今回で終了となります。2012年度以降の助成については日本財団に直接ご確認ください」。訂正してお詫び申し上げます。

### 編集後記

●本紙で東日本大震災の“子ども救援”1次調査チームの報告をしました。4月末に2次調査チームが岩手県に入り、支援ネットワークの会合を開きました。次号でお伝えします。(木之内) ●「里親会訪問」では、今年、全国里親大会が行われる、愛知県里親会連合会に行ってきました。大会に向けて準備している愛知県の里親さんの雰囲気を感じてもらえると嬉しいです。(三輪) ●「里親家庭で育った子ども」の浜中智さんの主張には、里親制度が本当の意味で子どものための制度になるための情報やヒントが詰まっています。どうぞ真剣に受けとめてください。(村田)

### 里親だより 第88号

発行日 平成23年5月16日

発行：財団法人 全国里親会

発行人：廣瀬 清蔵 編集人：木ノ内 博道

〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-856

電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034

http://zensato.or.jp/

E-mail info@zensato.or.jp